

- 在留資格ごとに在留期間が定められています（令和4年5月25日現在）
- 在留資格については、地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

■ 就労目的で在留が認められる外国人

これらの外国人は、各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
教授	日本の大学もしくはこれに準ずる機関または高等専門学校において研究、研究の指導または教育をする活動	5年、3年、1年または3月	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により日本に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年または3月	外国の報道機関の記者、カメラマン
高度専門職1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導または教育をする活動、日本の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学または人文科学の分野に属する知識または技術を要する業務に従事する活動、日本の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行いまたは管理に従事する活動など	5年（1号）または無期限（2号）	ポイント制による高度人材
経営・管理	日本において貿易その他の事業の経営を行いまたは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないとされている事業の経営または管理に従事する活動を除く）	5年、3年、1年、6月、4月または3月	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律または会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	医師、歯科医師、看護師
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	日本の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校または各種学校若しくは設備および編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年または3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは、法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く）	5年、3年、1年または3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が日本にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年または3月	外国の事業所からの転勤者
介護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護または介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動またはその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く）	3年、1年、6月、3月または15日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年または3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う特定産業分野（介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業）に属する相当程度の知識もしくは経験を必要とする技能を要する業務（1号）または熟練した技能を要する業務（2号）に従事する活動	3年、1年または6月（2号）、法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）（1号）	特定産業分野（左記12分野（2号は介護以外の11分野））の各業務従事者

■ 身分に基づき在留する者

これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	日本において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特別法の「特別永住者」を除く）
日本人的配偶者等	日本人の配偶者もしくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二の規定による特別養子または日本人の子として出生した者	5年、3年、1年 または6月	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者もしくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する）の配偶者または永住者等の子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留している者	5年、3年、1年 または6月	永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	5年、3年、1年、6月 または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	第三国定住難民、日系3世、中国残留孤児

■ その他の在留資格

在留資格	在留資格の概要	在留期間
技能実習	研修・技能実習制度は、日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたもので、研修生・技能実習生の法的保護およびその法的地位の安定化を図るため、改正入管法（平成22年7月1日施行）により、従来の特定活動から在留資格「技能実習」が新設されました。	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲（1号）、2年を超えない範囲（2号および3号））
特定活動	「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定します。 ※届出の際は旅券に添付された指定書により具体的な類型を確認の上、記載してください（P. 3※2を参照してください）。	5年、3年、1年、6月、3月または法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

■ 就労活動が認められていない在留資格

留学、家族滞在などの在留資格は就労活動が認められていません。

～就労が認められるためには資格外活動許可が必要です～


出入国在留管理庁により、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週間当たり28時間以内など）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可されます。（例：留学生や家族滞在者のアルバイトなど）

参考 外国人の雇用に関する参考情報

労働基準関係


外国人労働者向けモデル労働条件通知書・労働条件ハンドブック

労働条件をめぐるトラブル防止のためご活用ください。
（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語）




外国語版モデル就業規則

就業規則をめぐるトラブル防止のためご活用ください。
（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）



外国人労働者の安全衛生対策について


外国人労働者への安全衛生教育の教材などを掲載しています。



生活支援関係

外国人生活支援ポータルサイト、生活・就労ガイドブック


外国人が日本で生活するために必要な情報を掲載しています。



雇用管理関係


外国人労働者の人事・労務に関する3つの支援ツール

①「外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集」、②「雇用管理に役立つ多言語用語集」、③「モデル就業規則やさしい日本語版」を掲載。




外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック

留学生等の採用や活躍に向けて、企業が取り組む際に押さえておくことの良い12のポイントをまとめています。



高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために（好事例集）


高度外国人材が雇用管理改善を望む事項についてのアンケートやヒアリング調査を行い、好事例をまとめています。



事業主向け支援制度関係


人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。



働き方改革推進支援資金（融資制度）

外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主に対する融資制度があります。（詳しくは日本政策金融公庫まで）



■ 募集・採用時

Q 外国人を募集したい場合に、どのような点に気をつければ良いでしょうか？

A 求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考と人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。また、在留資格、在留期間、資格外活動許可の有無などの確認は、口頭での質問で回答を得る・書面で本人から自己申告をしてもらうなど、在留カード等の国籍欄を直接確認する以外の方法で行い、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。

Q 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければ良いでしょうか？

A 外国人を雇用する場合は、就労させようとする仕事の内容が在留資格の範囲内であるか、在留期限を過ぎていないかを確認する必要があります。また、採用決定後に在留カードなどの提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意した上で確認してください。

■ 外国人雇用状況の届出について

Q 雇入れの際、氏名や言語などから外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届出をしなかった場合、どうなりますか。

A 在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。

Q 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。

A 指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。

Q 短期のアルバイトで雇入れた外国人の届出は必要ですか。

A 必要です。雇入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。

Q 届出期限内に同一の外国人を何度か雇入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届出することはできますか。

A 可能です。外国人雇用状況届出書（様式第3号）は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。

Q 留学生が行うアルバイトも届出の対象となりますか。

A 対象となります。届出に当たっては、資格外活動許可を受けていることも確認してください。

■ 社会保険などについて

Q 外国人を雇用した場合、労働保険や社会保険に加入させなければいけませんか。

A 労働保険や社会保険については、国籍に関わらず適用になります。

■ 雇用労務責任者について

Q 雇用労務責任者はどのように選任すればよいですか。また、選任した際の手続きはありますか。

A 外国人労働者の雇用管理業務を担当する人事課長等を選任してください。専任者でなく、兼任としても差し支えありません。また、選任した後のハローワークへの届出などの手続きは不要です。

外国人労働者の雇用管理に関する相談について、外国人雇用管理アドバイザーが無料でご相談を承ります。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

ご相談時の主な
アドバイス内容

- ・ 労務管理、労働条件において、日本人と同じように対応しているか
- ・ 外国人労働者の日本語能力に対応した職場作りについて
- ・ 職場環境、生活環境への配慮について

参考 関係機関のお問い合わせ先

出入国・在留等の手続きに関するお問い合わせ先

地方出入国在留管理局	所在地	電話番号
札幌出入国在留管理局	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	0570-003259 (IP電話・海外から：011-261-7502)
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	0570-022259(代)
東京出入国在留管理局	〒108-8255 港区港南5-5-30	0570-034259 (IP電話・海外から：03-5796-7234)
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎	〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー14階 在留調査部門 所属機関等に関する届出・所属機関による届出 オンライン審査部門 在留オンライン申請手続	0570-011000(8番) (IP電話・海外から：03-5363-3013) 03-5363-3032 03-5363-3030
成田空港支局	〒282-0004 成田市古込字古込1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階 審査管理部門	0476-34-2222(代) 0476-34-2211
羽田空港支局	〒144-0041 大田区羽田空港2-6-4 羽田空港C I Q棟	03-5708-3202(代)
横浜支局	〒236-0002 横浜市金沢区浜鳥町10-7	0570-045259 (IP電話・海外から：045-769-1729)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 名古屋港区正保町5-18	0570-052259 (IP電話・海外から：052-217-8944)
中部空港支局	〒479-0881 常滑市セントレア1-1 C I Q棟3階	0569-38-7410(代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-29-53	0570-064259 (IP電話・海外から：06-4703-2050)
関西空港支局	〒549-0011 泉南郡田尻町泉州空港中1	072-455-1453(代)
神戸支局	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4411(代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852(代)
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-717-5420(代)
那覇支局	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-832-4185(代)

外国人在留総合インフォメーションセンター等（外国人在留総合相談を実施している窓口）

来所相談 上記の各地方出入国在留管理官署（東京出入国在留管理局四谷分庁舎と各空港支局を除く。） 電話相談 0570-013904（IP電話・海外から：03-5796-7112）

留学生の就職支援専用事前相談窓口

各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）では、「留学生の就職支援に係る専用窓口」を設置し、留学生や、留学生の雇用を予定している企業からの相談を受け付けています。詳しい内容は出入国在留管理庁のウェブサイト（https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00014.html）をご参照ください。



技能実習の実施に関するお問い合わせ先

外国人技能実習機構地方事務所	所在地	電話番号
札幌事務所	〒060-0034 札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	011-596-6470(総務課・認定課) 011-596-6445(指導課・援助担当)
仙台事務所	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階	022-399-6326(総務課・認定課) 022-398-6126(指導課・援助担当)
東京事務所	〒101-0041 千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町4階・7階	03-6433-9211(総務課) / 03-6433-9971(指導課) 03-5577-5143(援助課) / 03-6433-9975(認定課)
水戸支所（東京事務所）	〒310-0062 水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	029-350-8852(総務課・認定課) 029-350-8856(指導課・援助担当)
長野支所（東京事務所）	〒380-0825 長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階・7階	026-217-3556
名古屋事務所	〒460-0008 名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	052-684-8402(総務課・認定課) 052-684-8412(指導課) / 052-228-0627(援助課)
富山支所（名古屋事務所）	〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル11階・12階	076-471-8564(総務課・認定課) 076-481-7560(指導課・援助担当)
大阪事務所	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階・4階	06-6210-3351(総務課・認定課) 06-6210-3722(指導課) / 06-6210-3352(援助課)
広島事務所	〒730-0051 広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル3階	082-207-3123(総務課・認定課) 082-207-3126(指導課) / 082-207-3029(援助課)
高松事務所	〒760-0023 高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル3階・7階	087-802-5850
松山支所（高松事務所）	〒790-0003 松山市三番町7-1-21 シプラルタ生命松山ビル1階・2階	089-909-4110
福岡事務所	〒812-0029 福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル5階・7階	092-710-4070(総務課・認定課) 092-710-4083(指導課・援助担当)
熊本支所（福岡事務所）	〒860-0806 熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階・8階	096-223-5372(総務課・認定課) 096-223-6470(指導課)

参考 外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧

外国人雇用サービスセンターや留学生の多い地域の新卒応援ハローワークに設置している留学生コーナーでは、専門的・技術的分野の外国人や外国人留学生を積極的に採用したい事業主の方からのご相談に無料で応じておりますので、ご利用ください。

専門的・技術的分野の外国人、留学生の採用に関するご相談

外国人雇用サービスセンター	所在地	電話番号
東京 東京外国人雇用サービスセンター	〒160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階	03-5361-8722
愛知 名古屋外国人雇用サービスセンター	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階	052-855-3770
大阪 大阪外国人雇用サービスセンター	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階	06-7709-9465
福岡 福岡外国人雇用サービスセンター	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス12階	092-716-8608

留学生の採用に関するご相談

ハローワーク・新卒応援ハローワーク（留学生コーナー）			所在地	電話番号
北海道	札幌新卒応援ハローワーク	〒060-8526	札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル9階	011-233-0222
宮城	仙台新卒応援ハローワーク	〒980-8485	仙台市青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12階	022-726-8055
福島	郡山新卒応援ハローワーク	〒963-8002	郡山市駅前2-11-1 ビッグアイ・モルティ4階	024-927-4633
茨城	水戸新卒応援ハローワーク	〒310-8509	水戸市水府町1573-1 ハローワーク水戸付属庁舎1階	029-231-6221 (44#)
茨城	土浦新卒応援ハローワーク	〒300-0805	土浦市穴塚1838 ハローワーク土浦内	029-822-5124 (32#)
栃木	宇都宮新卒応援ハローワーク	〒321-0964	宇都宮市駅前通り1-3-1 KDX宇都宮ビル1階	028-678-8311
群馬	ハローワーク前橋	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2111
埼玉	埼玉新卒応援ハローワーク	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル6階	048-650-2234
千葉	千葉新卒応援ハローワーク	〒261-0028	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル1階	043-307-4888
千葉	まつど新卒応援ハローワーク	〒271-0092	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	047-367-8609 (48#)
東京	東京新卒応援ハローワーク	〒163-0721	新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング21階	03-5339-8609
東京	八王子新卒応援ハローワーク ※R6.9.2より設置予定	〒192-0083	八王子市旭町10-2 八王子TCビル6階	042-631-9505
神奈川	横浜新卒応援ハローワーク	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045-312-9206
神奈川	川崎新卒応援ハローワーク	〒210-0015	川崎市川崎区南町17-2 ハローワーク川崎内	044-244-8609 (49#)
新潟	新潟新卒応援ハローワーク	〒950-0901	新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階	025-241-8609
石川	金沢新卒応援ハローワーク	〒920-0935	金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階	076-261-9453
山梨	甲府新卒応援ハローワーク	〒400-0035	甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階	055-221-8609
長野	松本新卒応援ハローワーク	〒390-0815	松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル1階	0263-31-8600
岐阜	岐阜新卒応援ハローワーク	〒500-8844	岐阜市吉野町6-31 岐阜スカイウイング37棟2階	058-264-7550
岐阜	ハローワーク関	〒501-3803	関市西本郷通4-6-10	0575-22-3223
静岡	静岡新卒応援ハローワーク	〒420-0853	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1階	054-275-0900
静岡	浜松新卒応援ハローワーク	〒430-7707	浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー7階	053-540-0008
愛知	愛知新卒応援ハローワーク	〒460-8640	名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル9階	052-855-3750
愛知	ハローワーク豊橋	〒440-8507	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎内	0532-52-7191
三重	みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009	津市羽所町700 アスト津3階	059-229-9591
三重	ハローワーク四日市	〒510-0093	四日市市本町3-95	059-353-5566
滋賀	滋賀新卒応援ハローワーク	〒525-0025	草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階 しがジョブパーク内	077-563-0301
滋賀	ハローワーク彦根	〒522-0054	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階	0749-22-2500
京都	京都新卒応援ハローワーク	〒601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階 京都ジョブパーク内	075-280-8614
京都	ハローワーク京都七条	〒600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下ル東油小路町803	075-341-8609
大阪	大阪新卒応援ハローワーク	〒530-0017	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階	06-7709-9455
大阪	ハローワーク大阪東	〒540-0011	大阪市中央区農人橋2丁目1-36 ピップビル1～3階	06-6942-4771
大阪	ハローワーク大阪西	〒552-0011	大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271
大阪	ハローワーク布施	〒577-0056	東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4階	06-6782-4221
大阪	ハローワーク堺	〒590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1～3階	072-238-8301
兵庫	神戸新卒応援ハローワーク	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階	078-361-1151
兵庫	ハローワーク西宮	〒662-0911	西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎	0798-22-8600
兵庫	ハローワーク姫路	〒670-0947	姫路市北条字中道250	079-222-8609
兵庫	ハローワーク西神	〒651-2273	神戸市西区糺台5-3-8	078-991-1100
奈良	奈良新卒応援ハローワーク	〒630-8113	奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎1階 ハローワーク奈良内	0742-36-1601
和歌山	わかやま新卒応援ハローワーク	〒640-8033	和歌山市本町1-22 Wajima本町ビル2階	073-421-1220
岡山	おかやま新卒応援ハローワーク	〒700-0901	岡山市北区本町6-36 第1セントラルビル7階	086-222-2904
広島	広島新卒応援ハローワーク	〒730-0011	広島市中区基町12-8 宝ビル6階	082-224-1120
広島	ハローワーク福山	〒720-8609	福山市東桜町3-12	084-923-8609
山口	ハローワークプラザ下関	〒750-0025	下関市竹崎町4丁目3-3 JR下関駅ビルripie（リビエ）2階	083-231-8189
香川	高松新卒応援ハローワーク	〒760-0029	高松市丸亀町13-2 しごとプラザ高松内	087-823-8609
福岡	福岡新卒応援ハローワーク	〒810-0001	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィス12階	092-714-1566
福岡	八幡新卒応援ハローワーク	〒806-8509	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 ハローワーク八幡内	093-622-6690
福岡	小倉新卒応援ハローワーク	〒802-0001	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階	093-512-0304
福岡	ハローワーク久留米	〒830-8505	久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609
長崎	長崎新卒応援ハローワーク	〒850-0877	長崎市築町3-18 メルカつきまち4階	095-808-2020
長崎	ハローワーク長崎	〒852-8522	長崎市宝永町4-25	095-862-8609
熊本	くまもと新卒応援ハローワーク	〒862-0950	熊本市中央区水前寺1-4-1 水前寺駅ビル2階	096-385-8240
大分	ハローワーク別府	〒874-0902	別府市青山町11-22	0977-23-8609
鹿児島	鹿児島新卒応援ハローワーク	〒892-0842	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル（アイムビル）3階	099-224-3433
沖縄	なは新卒応援ハローワーク	〒900-8601	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎3階	098-866-8609 (45#)



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお気軽にお問い合わせください。